## 平成29年11月9日(木)

## 大分合同新聞(朝刊)

問購入に関するトラブル 要品の買い取りを行う訪 自宅などを訪問して不 【事例】「不要品を何

サインしてしまった。翌 が、業者の態度が怖くて の衣類では引き取れな たが、訪れた業者は「こ ら電話があったので依頼 返してほしいと業者に電 められた。一度は断った 買契約書にサインを求 段で購入すると言い、売 見せた。すると安価な値 なかったが、半ば強引に どの貴金属は持っていな い。指輪やネックレスな した。衣類を準備してい でも買い取る」と業者が いか」と言う。売る気は **鑑定を促され、貴金属を** 引き取られた指輪を 引き取るという悪質なケ ら古物営業許可を受けた 従業者証」の提示を求め、 断ってください。「行商 る気がなければ決して品 ースもあるようです。売 書かず、強引に貴金属を 都道府県の公安委員会か 物を見せず、はっきりと 業者か確認することも大

者に売った」と返却して 話したが、「既に他の業 切です。 オフ制度が適用され、8 訪問購入はクーリング

くれない。どうしたらよ

日間は無条件で契約を解

除することができます。

問しなければなりませ 具体的に告げた上で訪 禁止しています。さらに ず、突然訪問することを 入では、事前に同意を得 何の買い取りが目的か、 【アドバイス】訪問購

されることがあります。 際に貴金属を出すよう脅 などと言っても、訪問の 場合は注意しましょう。 った曖昧な表現を使った って売買契約書に品目を 衣類や食器を買い取る 「値段がつかない」と言 業者が「不要品」とい

相談窓口をご案内しま 話をかけると、最寄りの ットラインなどの8へ電 すぐに最寄りの市町村や 共同参画プラザ=アイネ 県の消費生活センター・ してください。消費者ホ 消費生活相談窓口に相談 (県消費生活・男女

999) スカ097・534・0



## 売る気がなければ断って

ので、冷静に判断しまし 置いておくことができる この期間は売る契約をし ていても、それを手元に 困ったことがあれば、